

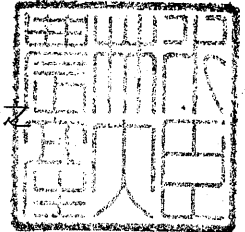


15消安第3366号
平成15年11月11日

食品安全委員会

委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号及び第5号並びに同条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 貴委員会において「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた「背根神経節を含むせき柱」に関して、脳、せき髄等と異なり牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項等の法令に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について
2. 貴委員会において「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた「背根神経節を含むせき柱」に関して、脳、せき髄等と異なり牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項等の法令に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項に規定する肥料の公定規格の変更について

